

3 ホームヘルプサービス事業（居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護）

在宅サービスを提供する事業所は、利用者ニーズに基づいて作成された個別支援計画の一部分を担い支援しているということ、すなわち地域ケアシステムの一部として機能しているという認識が必要です。障害者(児)の需要が多いホームヘルプサービスについては、利用者の生活状態やニーズに柔軟に対応できるよう、利用方法の明確性や簡便性、サービス内容の説明、利用者の状況把握対応など、利用者の求めている生活への的確な支援という視点からの評価とともに、利用者情報の共有化によるサービスの均質化とサービス提供に伴うプライバシーの保護も評価します。

中項目	小項目(質問項目)	着 眼 点	コ メ ン ト	
(1)ホームヘルプサービスの提供	①サービスの利用	☒ 1.利用者に負担にならないよう、サービスの申し込みに配慮している。 ☒ 2.サービスが利用できない時は、理由を明確にし、フォローアップにも努めている。 ☒ 3.サービスの調整や苦情を受け止める担当者が決められ、利用者に周知されている。 ☒ 4.事前に訪問するなどサービスの内容説明に努めている。 ☒ 5.日常の活動、利用者の状況について連絡を密にとっている。(連絡帳電話、ファクス、インターネット等の活用)		
	②食事援助	☒ 1.利用者ニーズに基づいて、食事が提供されている。 ☒ 2.利用者の障害状態に応じた食事援助がなされている。(調理法、食器、介助方法、自助具等) ☒ 3.適時、適温の提供や食事の雰囲気作りに努めている。		
	③入浴援助	☒ 1.利用者の障害状態に応じた入浴援助がなされている。(時間、介助者、介護機器等) ☒ 2.希望があればいつでも入浴できるよう努めている。 ☒ 3.同性介助に努めている。		
	④排泄援助	☒ 1.利用者の障害状態に応じた排泄援助が、随時なされている。(便器、介助等) ☒ 2.プライバシーが保護されている。 ☒ 3.同性介助に努めている。		
	⑤社会参加活動援助	☒ 1.社会参加を促進するための情報の収集や、利用者への情報提供に努めている。 ☒ 2.利用者の障害状態や目的に応じた移動手段等による外出援助がなされている。 ☒ 3.利用者の意向を尊重し、事前に目的、方法について確認をしている。		
	⑥サービスの標準化	☒ 1.どの職員においても、同じ質のサービスが提供できるよう工夫している。(工夫とは記録、情報交換等を含む会議の実施等) ☒ 2.随時、サービス提供の見直しに努めている。 ☒ 3.サービス提供マニュアルに対して、利用者の同意を取っている。		
	⑦サービス内容の周知・要望、苦情を聞く機会づくり	☒ 1.パンフレット、機関誌などでサービス内容を周知している。 ☒ 2.サービス提供後の評価が諮れるよう努めている。 ☒ 3.利用者の要望、苦情を聞くようにしている。(ユーザーアンケート等) ☐ 4.市町村と、サービス内容に関して協議、懇談する場等を設定している。		
	⑧利用者情報の共有化とプライバシーの保護	☒ 1.全職員が利用者の情報を共有できるように手段を講じている。 ☒ 2.日常的にサービス内容や利用者情報について意見交換している。 ☒ 3.サービス提供中の記録に努めている。 ☒ 4.サービスで知り得たプライバシーの保護を徹底している。		
	28項目中 17項目 評価結果 (A)・B・C			
	(2)ケアマネジメント体制	①利用者ニーズに対するケアマネジメント体制(個別支援計画作成)の確立		☒ 1.利用者ニーズに対して、個別支援計画を作成するチーム体制が整備されている。 ☒ 2.利用者個々の個別支援計画が、全職員に周知されている。 ☒ 3.ケアマネジメントのチーム体制の見直しができている。
3項目中 3項目 評価結果 (A)・B・C				